

ノルウェー政府の厳格な入国規制措置の継続(2月10日現在)

●2月10日、メーラン法務公安大臣及びホイエ保健介護大臣は1月29日から導入された厳格な入国規制措置を継続する旨の記者会見を行い、それを受けた法務公安省及び保健介護省共同のプレスリリースが発出されました。その概要は以下のとおりです。

1 ノルウェー政府は1月29日から導入された厳格な入国規制措置(注)にいくつかの変更を加えた上で、まず2月28日まで継続することを決定した。

(注)1月29日から導入された厳格な入国規制措置は、以下の1月27日付当館領事メールをご参照ください。

<https://www.no.emb-japan.go.jp/files/100142756.pdf>

2 国境の閉鎖はノルウェーのビジネスに対し、重大な結果を招いていることから、ビジネス上真に不可欠な人物が入国できるようにすべく申請ベースのスキームが策定される。右スキームは貿易産業漁業省主管の下、ノルウェー海事局が対応する。

3 原則として、自主隔離用ホテルへの滞在はすべての旅行者に適用される。(例外的に)雇用者が用意した宿泊先にて隔離を行うためには事前に承認を得ることを要件に加える。詳細は追って発表される。

4 自主隔離を共に行える者は、本国において生活を共にする近親者のみとする。

5 国境を越えてノルウェー国内の学校に通学する子どもに対し、入国を認める例外措置を適用する。

6 義務的検査、入国前24時間以内に実施した検査の陰性証明、旅程の登録、検疫、自主隔離ホテルの利用の要件は入国規制免除対象者に引き続き課される。

※詳しくは、以下の2月10日付ノルウェー法務公安省、保健介護省共同プレスリリースをご参照ください。

<https://www.regjeringen.no/no/aktuelt/innstramninger-i-innreisereglene-viderefores-ut-februar/id2833797/>

【問い合わせ先】

在ノルウェー日本国大使館 領事班

電話: (+47)2201-2900

メール: ryouji@os.mofa.go.jp

※邦人の方が新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された場合には、当館までご一報願います。

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信停止をご希望の方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

URL: <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「在留届」を提出した方で帰国、第三国に転居した方は、以下のURLで帰国又は転出届を提出してください。

URL: <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>